

浜松市農林水産物・食品輸出促進委員会事業部会規程

(趣旨)

第1条 この規定は、浜松市農林水産物・食品輸出促進委員会（以下、「委員会」という。）規約第4条の規定に基づき設置する事業部会について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 事業部会は、委員会規約第7条第2項により本部会で審議・承認された事業計画を具体的に実施することを目的とする。

(組織)

第3条 事業部会は、前条の目的ごとに複数の部会を置くことができる。

- 2 事業部会には、部会長1名、副部会長1名を置く。
- 3 部会長は、浜松市産業部農林水産政策課長をもって充てる。

(構成)

第4条 事業部会に参加する者は、委員会及び事業部会の目的に賛同し、事業に取り組む意向のある個人・法人・団体とする。

- 2 事業部会の参加に関し、具体的な条件は委員会の本部会で審議・承認された事業計画に則り、部会長が定める。

(負担金)

第5条 事業部会に参加する者は、各部会の参加条件に基づく負担金を納入しなければならない。ただし、部会長が特段の事情があると認めた場合はこの限りではない。

(所掌)

第6条 事業部会は、本規程第2条の目的を達成するため、事業を運営する。ただし、予算額は、本部会で承認された額を上限とし、科目間の流用はできるものとする。

- 2 事業部会は事業活動を行い、終了後、事業報告及び決算報告を本部会に提出する。

(解散)

第7条 事業部会は、本規程第2条の目的を達成した年度の3月31日に解散する。

(負担金の扱い)

第8条 事業部会に参加した者が既に納入した負担金は返還しない。ただし、浜松市から支出された負担金は除く。

- 2 前項にかかわらず、政情不安、経済危機、疾病の発生その他やむをえない事情により予定した事業の実施が困難と認められる場合には、当該事業に支出する負担金のうち、既に支出した金額を除いた残額を上限として、その一部を返還することができる。

第9条

この規程に定めるもののほか、事業部会の運営に関し必要な事項は事務局において別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月26日から施行する。